予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款:総務費 項:企画開発費 目:県民生活行政費

事業名 人権教育 · 啓発推進事業費補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部 人権施策推進課 人権啓発係 電話番号:058-272-1111(内 2443)

E-mail: c11227@pref.gifu.lg.jp

1 事業費

4,800 千円 (前年度予算額:5,200 千円)

<財源内訳>

				財			内	訳		
区分	事業費	国 庫	分担金	使用料	財	産	字 174 人	7. 11h	旧 生	一般
		支出金	負担金	手数料	収	入	寄附金	その他	県 債	財源
前年度	5, 200	0	0	0		0	0	0	0	5, 200
要求額	4,800	0	0	0		0	0	0	0	4,800
決定額										

2 要求内容

(1)要求の趣旨(現状と課題)

人権施策の策定及び実施は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」 第5条において地方公共団体の責務と規定されている。

令和2年度末に全市町村が人権施策の策定を完了し、今後、各市町村が策定した施策に基づき、それぞれの地域における実情に応じたきめ細かな取り組みを行うことが期待される。

(2) 事業内容

県内各市町村の人権教育・啓発の効果的な推進を図るため、市町村レベルで実施されるきめ細かな人権教育・啓発事業に対して補助し、様々な人権課題の解決を促進する。

【補助対象事業】 市町村が実施する人権教育・啓発事業

- ア 人材養成講座、指導者研修会
- イ イベント・フェスティバル
- ウ 講演会・シンポジウム・学習会
- エ 啓発資料、学習資料の作成・配布
- オ 地域住民の参加・交流を促進する事業

- カ 集会所、公民館等で実施する学級等
- キ 隣保館事業
- ク その他特認事業

(3) 県負担・補助率の考え方

【補助率】対象経費の1/2以内 (1市町村につき10万円以上50万円以下)

(4)類似事業の有無

有

人権啓発活動地方委託事業(国補)については、岐阜県分としての配分額に限度があり、国から法務局支局単位に指定された市町村への配分が優先されるため、市町村が自主性のあるきめ細かな啓発事業を実施するには十分ではない。また、市町村が実施する全啓発事業を対象とした場合、県事業として県下全域において総合的に実施する啓発事業に十分取り組むことができなくなる。

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細				
補助金	4,800	講演会・シンポジウム開催、啓発資料作成、地域住民参加交流事				
		業、隣保館事業等				
合計	4,800					

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 事業主体及びその妥当性

市町村は、住民に最も身近な自治体であり、それぞれの地域の実情に応じたきめ細かな取組を行うことが期待される。

県 単 独 補 助 金 事 業 評 価 調 書

□ 新規要求事業■ 継続要求事業

補助事業名	人権教育·啓発推進事業費補助金
補助事業者(団体)	市町村
	(理由)補助金交付要綱第2条による
補助事業の概要	(目的) 市町村が策定した人権施策(指針) に基づき
	地域の実情に応じた人権啓発を行い、人権侵犯事件の
	減少を目指す。
	(内容)人権教育(研修会・出前講座の開催)及び効
	果的な人権啓発事業の実施を促進するため補助する。
補助率・補助単価等	定額・定率・その他(例:人件費相当額)
	(内容) 資料作成や講演会経費等の啓発事業
	(理由)(対象経費の 1/2 以内。 1 市町村につき 10 万円以上
	50 万円以下)
補助効果	
終期の設定	終期 令和4年度
	(理由)岐阜県の人権啓発推進指針(第3次改定)の
	推進期間満了のため。

(事業目標)

・終期までに何をどのような状態にしたいのか

補助実施市町村数(累計)を42(全市町村)とする。

※補助実施市町村数 (累計):本補助金による事業実績のある市町村数

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	目 標	目標
	(H**年度末)	(R3 年度末)	(終期)
① 補助実施市町村数(累計)		36	42

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	R2 年度	R3 年度 (要求)
補助金交付実 績	5,200 千円	5,200 千円	(予算額) 5,200 千円	(予算額) 5,200 千円	(要求額) 4,800 千円
指標①目標					36
指標①実績	20	26	28	(推計値) 29	
指標① 達成率					

(前年度の成果)

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

新型コロナウイルス感染症に関連する差別・偏見等の新たな人権課題や、インターネットによる人権侵害などが社会問題となっており、市町村レベルでのきめ細やかな啓発活動の実施が求められる。

(事業の評価)

・事業の必要性(社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か)

〇:必要性が高い △:必要性が低い

(評価)

市町村にきめ細やかな啓発活動の実施を促すために、財政的な

・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)

〇:概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている

△:まだ期待どおりの成果が得られていない

(評価)

本補助金の活用により、令和2年度末で全市町村が人権施策(指針)の策定を完了し、成果は得られている。

今後は、策定した施策に基づく啓発活動を実施するため、本補助金の活用が不可欠である。

事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか)

〇:効率化は図られている △:向上の余地がある

(評価)

県内全域において偏りなく人権意識を啓発する必要があるが、

地域の実情に応じたテーマ及び方法により啓発する方が効果的で あるため、実施主体を市町村として行っている。

(事業の見直し検討)

インターネットに関連するいじめ問題及び各種ハラスメント等人権問題は多様化しており減少しているとは言い難く、県民の生活を守るうえで人権意識の高揚等を図る啓発活動は必要であるが、啓発事業が根付いている市町村もあるので、事業の効率化を図り、補助メニューの見直しを検討する必要がある。

(終期到来時の翌年度以降の事業方針)

|継続|・削減・統合・廃止

(理由)

人権施策の実施に必要な経費を補助し、策定した施策の推進を図る。